

ー 訪問看護ステーション くずの葉 ー

訪問看護サービス重要事項説明書

社会福祉法人 恵明会

1 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション くずの葉		
所在地	栃木県佐野市葛生東1-15-6	電話番号	0283-85-8107
提供サービス	訪問看護サービス	事業所番号	0960490068
サービス提供地域	佐野市	管理者	川俣 友紀

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、医師が訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	看護職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指して支援する。

3. 職員体制

職種	人員	職務の内容
管理者	1名	業務管理・介護・看護業務
看護職員	2.5名以上	看護・介護業務

4. 営業時間及び休日

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の 休日
	休	○	○	○	○	○	休	休	
営業時間	平日	9時00分～17時00分							
	備考	24時間連絡体制可能							

5. 緊急時の連絡先

事業所	0283-85-8107
携帯電話	080-2140-8833

* 24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。
* 病状の急変等お急ぎの場合は直接主治医へご連絡ください。

2 サービス内容説明書

1. 看護サービスの日程

御利用日

訪問日	月	火	水	木	金	土	備考
時間帯	: ~ :						

2. サービス内容

病状・障害の観察	体温・血圧・脈拍・呼吸など
看護・介護技術の実施と指導	清拭・入浴・洗髪・排泄の援助・体位交換・体位保持・食事介助など
医療的処置の実施 管理・指導	チューブ類の管理・医療機器、器具使用者の方の管理・床ずれ、創傷の処置と管理・その他医師の指示による処置、検査など
リハビリテーション	日常生活動作の訓練、指導・関節拘縮予防など
主治医への連絡調整	
介護の相談	
終末期の看護	
<p>1 訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導説明し、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの防止になるよう、適切にサービスを提供いたします。</p> <p>2 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書に従います。</p> <p>3 サービスの提供は、主治医の指示書や利用者の状況に応じ訪問看護計画書を作成し、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に行います。</p>	

3. サービスの記録等

<p>1 訪問看護計画書の制作にあたっては主要な事項については利用者又は家族に説明し、同意を得、利用者に交付いたします。</p> <p>2 提供した訪問看護に関しては、利用者の健康手帳等に医療の記録に必要な事項を記載し、訪問日、提供した内容等を記載した訪問看護報告書を制作し、利用者に説明いたします。</p> <p>3 主治医に対し訪問看護計画書・訪問看護報告書を提出いたします。</p> <p>4 訪問看護のサービス記録を整備し、その完結の日から2年間保存し利用者の求めに応じて閲覧することが出来ます。</p>
--

4. 利用料及び支払方法

<利用料>

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として指定居宅サービス介護給付費または、指定介護予防サービス給付費の単位数1単位10円の1割（2割負担）＜3割負担＞です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります

内 容		単 位 数 (2割負担) < 3割負担 >	
		介 護	予 防
訪問看護 I 1	20分未満	314単位 (628単位) <942単位>	303単位 (606単位) <909単位>
訪問看護 I 2	30分未満	471単位 (942単位) <1413単位>	451単位 (902単位) <1353単位>
訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	823単位 (1646単位) <2469単位>	794単位 (1588単位) <2382単位>
訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1128単位 (2256単位) <3384単位>	1090単位 (2180単位) <3270単位>
※ 准看護師については基本療養費の90/100 ※ 早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）の訪問 25%増 ※ 深夜（10時から午前6時まで） 50%増			
長時間訪問看護加算	1時間30分以上 1回につき		300単位 (600単位) <900単位>
複数名訪問看護加算（I）	2人以上の訪問看護30分未満		254単位 (508単位) <762単位>
	2人以上の訪問看護30分以上		402単位 (804単位) <1206単位>
緊急時訪問看護加算Ⅱ （月1回）	24時間連絡体制		574単位 (1148単位) <1722単位>
特別管理加算（I）（月1回）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態		500単位 (1000単位) <1500単位>
特別管理加算（Ⅱ）（月1回）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態		250単位 (500単位) <750単位>

ターミナルケア加算	ターミナルケア	2500単位 (5000単位) <7500単位>	
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位 (1200単位) <1800単位>	
初回加算Ⅰ（月1回）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所から退院した日に訪問看護を提供した場合	350単位 (700単位) <1050単位>	
初回加算Ⅱ（月1回）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を提供した場合	300単位 (600単位) <900単位>	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	訪問看護ステーション等が提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算	6単位 (12単位) <18単位>	
看護体制強化加算Ⅱ（月1回） （体制により加算の有・無が変動）	訪問看護・介護予防訪問看護において、高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に算定する加算	200単位 (400単位) <600単位>	

<その他利用料>

その他の費用	交通費	佐野市以外の方	50円/km	
	材料費	おむつ・衛生材料・介護用品	実費	
	エンゼル料	エンゼル料金	11,000円	

<支払方法>

毎月10日前後に請求書を担当看護師がお届けいたします。直接お支払いください。

- * 病状の変化により医療保険への変更する場合があります。この場合は医療保険に基づいて請求させていただきます。

5. 担当職員

担当訪問看護師	
上記の責任者	

- * サービスについての御相談がある場合には、どんなことでも担当職員に遠慮なく質問して下さい。

6. 担当職員の変更

- 1 利用者はいつでも訪問看護の担当者の変更を申し出ることが出来ます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を含む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- 2 当事業者は、担当の訪問看護職員がやむをえない理由がある場合に限り、担当の看護職員を変更することがあります。その場合は、事前に利用者の了解を得ます。

7. 要望及び苦情の相談

サービスに関する相談及び苦情についての窓口

相談窓口	事業所窓口	栃木県佐野市葛生東1-15-6 訪問看護ステーション くずの葉 電話 0283-85-8107
	市町村窓口	栃木県佐野高砂町1 佐野市役所 介護保険課 電話 0283-20-3022
	栃木県国民健康保険団体連合会	栃木県宇都宮市本町3-9 電話 028-643-2220

8. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合（その他必要な場合）は、速やかに主治医、救急隊、居宅介護支援事業所、市町村への連絡を行う等の必要な処置を講じると共に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

9. キャンセル料

キャンセル料は無料とします。ただし、原則としてサービス提供日の2日前までにキャンセルを申し出てください。

10. 情報開示

訪問看護ステーションくずの葉の利用にあたり、利用者又は扶養者、若しくは家族等に関する情報を、介護保険サービス利用のため、又は適切な在宅療養のために市町村、居宅介護支援業者その他の介護保険業者、医療機関に情報開示させて頂く場合があります。

11. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生や訪問できない何らかの災害が発生した場合または警報などが発令された場合には予定されている訪問を急遽、取り止める場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡をいれさせていただきます。

令和 年 月 日

当事業者は、訪問看護ステーションくずの葉の利用開始にあたり、利用者、利用者の家族等に対して重要事項説明書及びサービス内容説明書に基づいて説明しました。

事業所 住所 栃木県佐野市葛生東1-15-6
名称 訪問看護ステーション くずの葉

説明者 _____ 印

利用者及び利用者代理人は、訪問看護ステーションくずの葉の利用にあたり、重要事項説明書及びサービス内容説明書に基づいて説明を受けました。

私は、緊急時訪問看護加算を (希望します ・ 希望しません)

これらを十分理解したうえ訪問看護ステーションくずの葉の利用を同意します。

利用者 住所
氏名 _____ 印

利用者の家族
代理人
(続柄) 住所
氏名 _____ 印

利用者みなさまへ 個人情報保護のお取扱いについて

社会福祉法人 恵明会
訪問看護ステーション くずの葉

本ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して、個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者様の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本ステーションの基本的姿勢

本ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者様の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本ステーションが保有する個人情報の利用目的

本ステーションは、訪問看護の申込、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者様の皆様の個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・保険者への相談、届け出及び照会への回答
- ・学会、研究会等での事例研究発表
- ・学生等の実習、研修への協力のため

3. 本ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

個人情報管理責任者 川俣 友紀

訪問看護ステーション くずの葉 「苦情・相談窓口」

電話：0283 - 85 - 8107

FAX：0283 - 84 - 3100

情報開示同意書

訪問看護ステーションくずの葉を利用するにあたり、必要があるときは利用者又は扶養者もしくは家族等に関する情報を、介護保険サービス利用のため、又は適切な在宅療養のために市町村、居宅介護支援業者その他の介護保険業者、医療機関に開示することに同意します。

社会福祉法人 恵明会

訪問看護ステーションくずの葉

管理者殿

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

利用者の家族

(代理人)

住所

(続柄

) 氏名

印

訪問看護ステーション くずの葉

緊急時訪問看護（24時間対応体制）連絡対応について

令和6年6月より、次のいずれにも該当し、緊急時訪問看護（24時間対応体制）に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合、連絡相談を対応する者について、当該訪問看護ステーションの保健師又は看護師以外の職員でも差し支えないとされました。当ステーションも体制を構築し、看護師等以外の職員が連絡相談を対応する場合があります。

- (1) 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されている。
- (2) 緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されている。
- (3) 当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにする。
- (4) 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、看護師へ報告すること。報告を受けた看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。

※ 重要事項説明書への署名をもって上記内容への同意とさせていただきます。